

## 造血幹細胞移植における ウエストナイルウイルス対策について

ウエストナイルウイルス（以下WNV）対策については、献血において国外からの帰国後3週間以内の供血者を採血禁止としていたことを踏まえ、造血幹細胞移植においてもドナーの渡航歴について確認を要する期間を帰国後3週間以内としていた（潜伏期間及びウイルス血症の期間が全体で3週間以内にとどまるとの知見に基づくもの）。

しかしながらこれまで想定されていたよりも少ないウイルス量で感染する報告があったことを踏まえ、ウイルス血症の期間がさらに長くなる可能性のあることから、献血においては採血禁止期間が帰国後4週間に変更されたところである。またWNVが米国以外にも広がりつつあることを踏まえ、対象者は全ての帰国者とされている。（本年8月1日より実施）。

よって献血におけるWNV対策の変更を踏まえ、造血幹細胞移植におけるドナーの渡航歴について確認を要する期間を帰国後4週間以内、また対象国を日本国外の全ての国と変更することとしたい。

### 現行

1. 造血幹細胞採取前3週間の海外渡航歴を確認し、米国等のWNV流行地域から帰国後3週間以内の者については、原則として採取禁止。
2. やむを得ず採取が必要な場合であって、PCR検査にてWNVが陽性でないことを確認できる場合にはこの限りではない。

### 改正案 ※下線部が変更箇所

1. 造血幹細胞採取前4週間の海外渡航歴を確認し、海外からの帰国後4週間以内の者については、原則として採取禁止。
2. やむを得ず採取が必要な場合であって、PCR検査にてWNVが陽性でないことを確認できる場合にはこの限りではない。



平成16年7月13日  
薬食発第 0713008 号

日本赤十字社社長 殿

厚生労働省医薬食品局長

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間の変更について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策については、これまで「輸入感染症対策に係る問診の強化について」（平成15年2月21日付け医薬発第0221008号貴職あて厚生労働省医薬局長通知。以下、「第0221008号通知」という。）において、献血時の問診に当たっては、日本国外から帰国後3週間以内の者からの献血を見合わせるよう対応方お願いしてきたところである。

今般、国立感染症研究所から、ウエストナイルウイルス対策について、従来考えられていたウイルス血症期間がさらに長くなる可能性があることから、念のため、北米から帰国後4週間は献血を禁止することが望ましいとの提案があった。このため、本提案を参考に、平成16年7月7日（水）に開催された平成16年度第1回薬事・食品衛生審議会血液事業部会においてウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間を、下記のとおり変更することが了承された。

今後、献血時の問診に当たっては、下記の対象者に該当する方からの献血を見合わせるよう対応方お願いする。また、これまで献血に御協力いただいた方々に対し、今回の措置の趣旨について十分理解を得られるよう配慮されたい。

今回の措置を速やかに実施できるよう準備を進められ、遅くとも平成16年8月1日より実施できるよう、貴管下各血液センターへの周知につき特段の御配慮をお願いする。

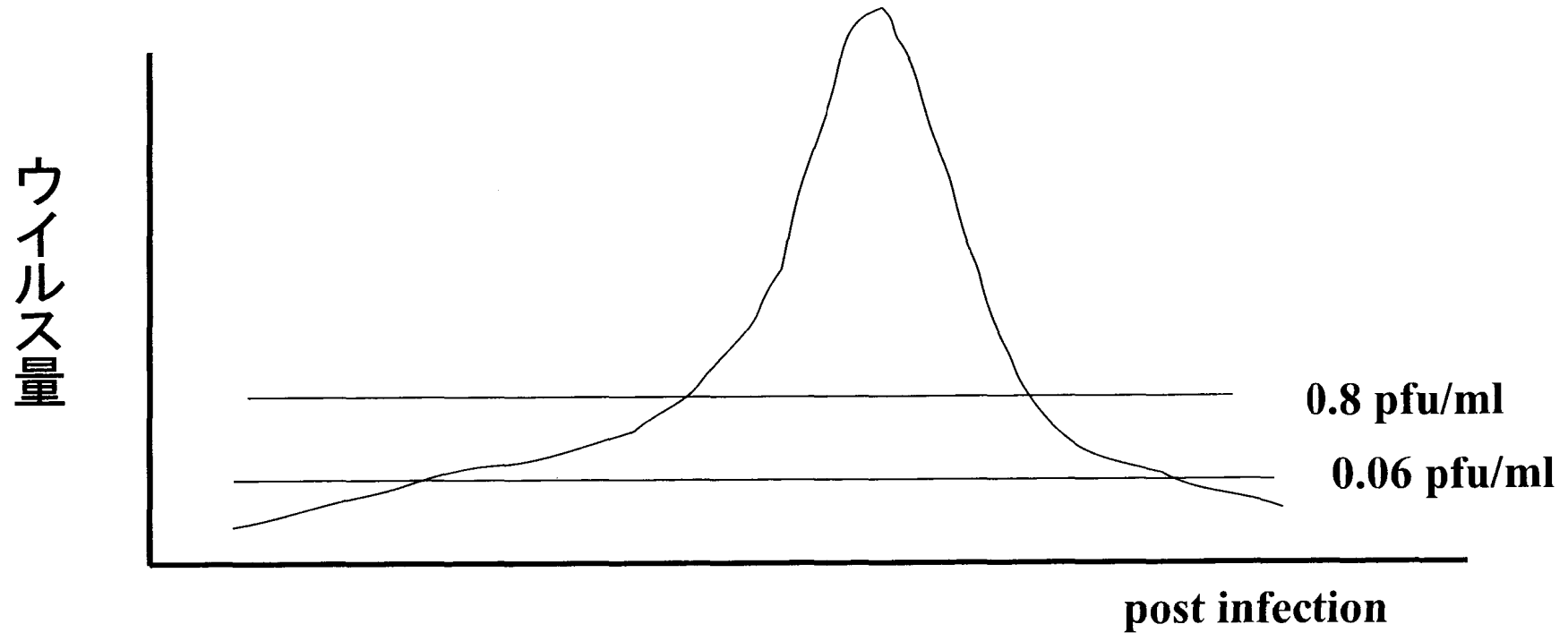
なお、第0221008号通知については、本通知をもって廃止する。

記

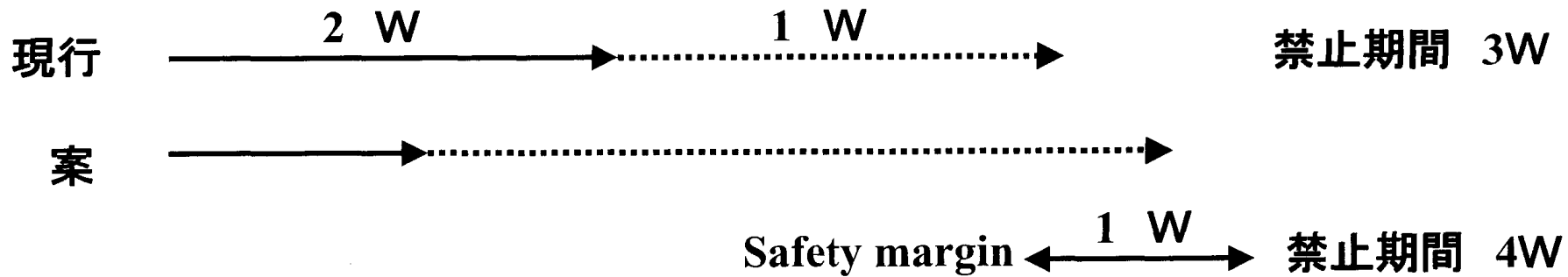
ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間についての取扱いは次のとおりとする。

1. ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間を4週間とする。
2. ウエストナイルウイルスの流行が北米以外の地域にも広がりつつあることにかんがみ、上記1の対象者は海外からのすべての帰国者とする。

# WNV感染例における供血者のウイルス量 と採血禁止期間(案)



4





健臓発第0318001号  
平成15年3月18日

財団法人骨髓移植推進財団  
理事長 高久 史麿 殿

厚生労働省健康局疾病対策課  
臓器移植対策室長

造血幹細胞移植における「ウエストナイル熱・脳炎」の取扱いの一部改正について

標記取扱いについては、「造血幹細胞移植における問診強化について」（平成14年10月29日健臓発第1029001号）により実施されているところですが、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会における議論を受け、帰国後一定期間内のドナーについては造血幹細胞の採取を禁止する方向で調整が進められていたところですが、当面の間、造血幹細胞移植におけるウエストナイルウイルスの取扱いについては下記のとおりといたしますので、遵守されるようお願いいたします。

また、ウエストナイルウイルス検査については、別紙2のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長に対し管下の衛生研究所における検査の実施に係る協力を依頼したので、御了知いただくとともに、関係者への周知方ご配慮お願い致します。

また、下記の取扱いにつきましては、献血における国外からの帰国者の取扱いの変更等の状況の変化を踏まえ、適宜対応していく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を、日本さい帯血バンクネットワーク会長及び日本造血細胞移植学会会長にも送付しておりますので併せて申し添えます。

記

- (1) 造血幹細胞提供希望者については、造血幹細胞採取前3週間の海外渡航歴を確認し、当該期間内に米国等のウエストナイルウイルス危険対象地域に滞在又は渡航した者については、造血幹細胞の採取を原則禁止とする。
- (2) 上記に該当する者であっても、やむを得ず造血幹細胞の採取が必要な場合であって、PCR検査等にてウエストナイルウイルスが陽性でないことを確認できる場合は、この限りではない。